

# 国民健康保険組合に対する 補助の見直しについて

平成22年10月27日

厚生労働省保険局国民健康保険課

# 国保組合に対する補助制度の概要

## 1. 国民健康保険組合について

- 同種の事業又は業務に従事する従業員を組合として組織された国民健康保険法上の公法人。
- 平成20年度末の組合数及び被保険者数
  - (1) 医師、歯科医師、薬剤師 92組合 被保険者数 65万人
  - (2) 建設 32組合 被保険者数 196万人
  - (3) 一般業種 41組合 被保険者数 91万人
  - 合計 165組合 被保険者数 352万人

## 2. 国民健康保険組合に対する国庫補助（平成22年度予算額 3255.1億円）

- 国保組合に対しては、国民健康保険制度の一環として、財政の安定化を図るとともに、円滑な事業運営を確保する観点から、次頁のような国庫補助を実施（補助の体系は、概ね市町村国保と同じ）。

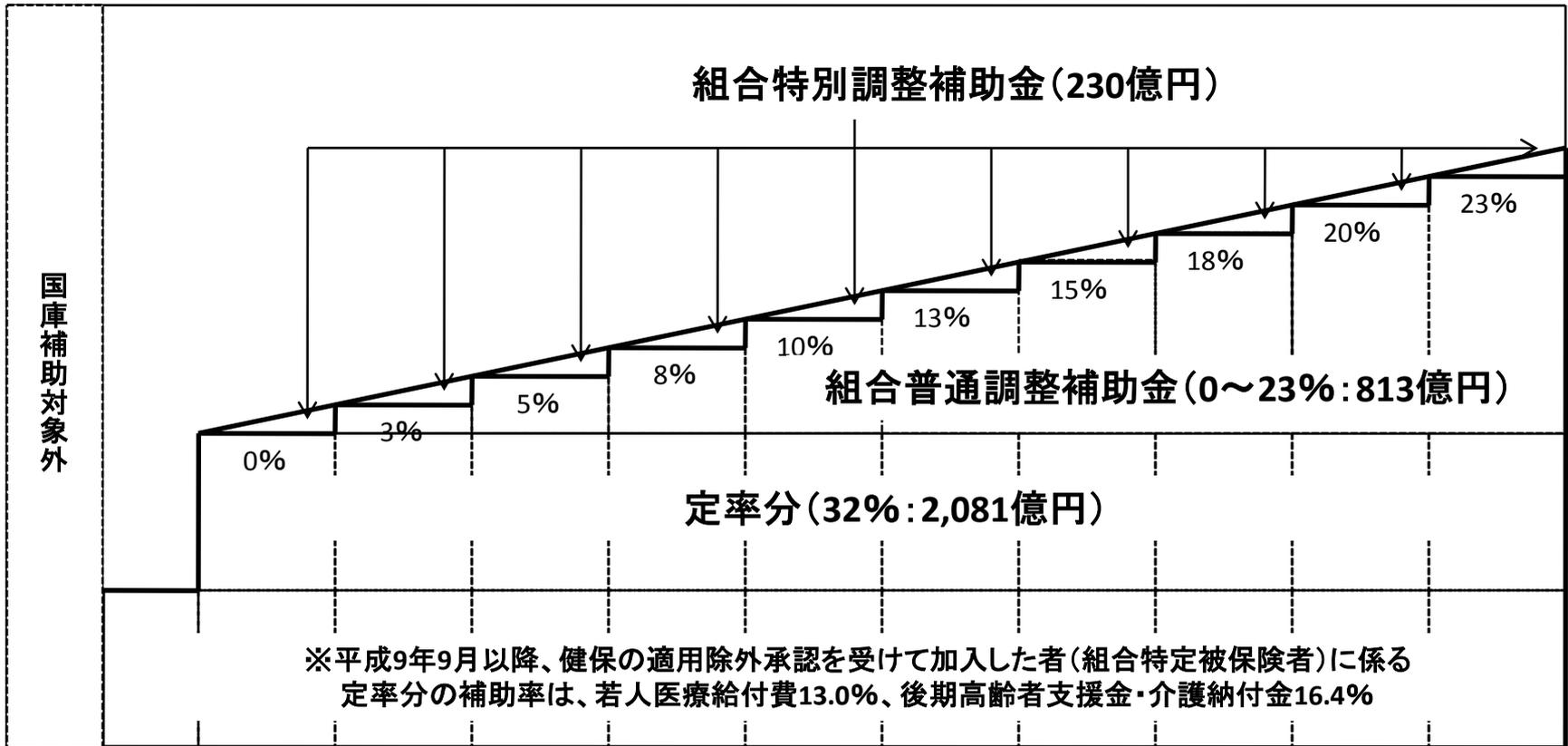
	定率補助	国の調整交付（補助）金		都道府県 調整交付金	高額医療費の再保険、低所得者対策、保健事業等	20年度実績
		普通	特別			
市町村国保	医療給付費等の34%	概ね7%	概ね2%	7%	事業規模に応じ	55%
国保組合	医療給付費等の32%	概ね12%	概ね3%	—	事業規模に応じ	39%

- 国保組合は、歴史的経緯等から同業者が自主的に組織したものであり、組合方式による保険者機能の発揮という点では健保組合と同じ。しかし、その加入者は、基本的には、仮に国保組合がなければ市町村国保の加入者となる自営業者であり、事業主負担がないという点で、健保組合とは異なる。
- なお、被保険者のうち、被用者であり、本来、健康保険の適用を受けるべき者であるが、平成9年9月以降に年金事務所（旧社会保険事務所）から健康保険の適用除外承認を受けて国保組合に加入している者（組合特定被保険者）に対する定率補助は、協会けんぽの補助率を勘案して設定。

※ 一般の被保険者 32% → 組合特定被保険者 13～16.4%

# (参考1) 国庫補助の交付状況 (概要)

平成22年度予算



300人以上 事業所の 本人・家族	300人未満 事業所の 本人・家族	0%組合 (68組合)	3%組合 (9組合)	5%組合 (9組合)	8%組合 (14組合)	10%組合 (6組合)	13%組合 (11組合)	15%組合 (13組合)	18%組合 (22組合)	20%組合 (9組合)	23%組合 (3組合)
		医師 47	歯科医師 4	歯科医師 6	歯科医師 1	薬剤師 1	建設業 7	建設業 4	建設業 11	建設業 7	建設業 3
		歯科医師16	薬剤師 5	薬剤師 1	薬剤師 7	その他 5	その他 4	薬剤師 1	その他 11	その他 2	
全国土木建築 国保組合		薬剤師 3 その他 2		その他 2	その他 6			その他 8			

1. 平成9年9月1日以降、健康保険の適用除外承認を受けて、新規に国保組合に加入する者とその家族(組合特定被保険者)に対する補助率は、協会けんぽの補助率を勘案して設定(若人13.0%、後期・介護16.4%)。このため、実際の補助率は、年々低下。

※組合特定被保険者の割合 17% (医師32%、歯科医師15%、薬剤師46%、一般業種25%、建設10%) ※20年度末

2. 全国土木建築国保組合の平成9年9月1日以前からの加入者の家族に対する補助率は、事業所の規模にかかわらず、32%。

## (参考2) 国庫補助制度の概要

		補助の趣旨	補助の仕組み	22年度
定率補助		医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等に対する定率の補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原則、医療給付費等の32%</li> <li>○ ただし、平成9年9月以降、健康保険の適用除外承認を受けて加入した者(組合特定被保険者)に対する補助率は、協会けんぽ加入者に対する補助率を勘案して設定 ※ 医療給付費 13% 後期高齢者支援金等 16.4%</li> </ul>	2081億円
調整補助金	普通調整補助金	各国保組合の財政力(加入者の所得水準)に応じて配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「調整補助金」の総額は、医療給付費等の15%以内</li> <li>○ 「普通調整補助金」総額は、「調整補助金」総額の概ね8割</li> <li>○ 所得調査により、各国保組合を10段階の財政力区分に当てはめ、医療給付費等の0~23%を補助</li> </ul>	813億円
	特別調整補助金	各国保組合の毎年度の ・財政状況(財政調整分) ・経営努力(経営努力分) 等に応じて配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「特別調整補助金」総額は、「調整補助金」総額の概ね2割</li> <li>○ 「財政調整分」については、毎年度、各国保組合の調整対象需要額・収入額を算定し、不足額の半分を交付(40億円)</li> <li>○ 「経営努力分」については、各組合の医療費適正化等への取組状況を点数化し、算式に当てはめて算出(190億円)</li> </ul>	230億円
特別対策費補助金		資格管理や医療費の適正化事業に対して補助	○国保組合が申請する事業費に対して補助	26億円
事務費負担金		事務に要する費用を補助	○被保険者数に応じて補助	29億円
出産育児一時金補助金		給付に要する費用を補助	○出産育児一時金の1/4を補助	34億円
高額医療費共同事業補助金		高額医療費の再保険事業への拠出金に対して補助	○拠出金の1/4を補助	26億円

# これまでの取組み(運営の適正化、補助の見直し)

## 1. 実態の把握

- 平成22年1月及び5月、各組合の付加給付、積立金、国庫補助等に関する調査結果を公表

## 2. 医療費の一部自己負担の無料化(付加給付)を是正するよう指導

- 全ての国保組合が無料化を見直す方向を表明

## 3. 財政力の高い国保組合に対する補助の削減(国民健康保険法改正)

- 協会けんぽの制度見直しに合わせ、組合特定被保険者の後期高齢者医療支援金に係る定率補助について、財政力の高い組合への補助を削減(22年度▲9.1億円、23・24年度▲13.7億円)

## 4. 全国建設工事業国保組合の無資格加入問題に対する対応

- ① 平成21年度の特別調整補助金等の交付額を一部削減(▲5.1億円)
- ② 平成22年9月、厚生労働大臣が是正改善命令を発出
  - ・ 無資格加入者数は、2.8万人
  - ・ 無資格加入者に係る国庫補助返還額は、80億円程度

## 5. 国保組合に対する指導監督の強化

- ① 平成22年9月、全ての国保組合に対し、法令遵守体制の整備及び資格管理状況の点検を指導
- ② 同日、都道府県及び地方厚生局に対し、国保組合に対する指導監督の強化を要請

## 6. 平成21年度所得調査結果のとりまとめ

- 資料5参照

# 補助制度見直しの方向性

## 1. 行政事業レビュー

平成22年5月、厚生労働省行政事業レビューが行われ、国保組合に対する国庫補助のあり方について議論が行われた。

### (結論)

事業は継続するが更なる見直しが必要

### (主なコメント)

- 財政基盤に不安のない組合に対して国庫金が入ることを長期的には廃止すべき。定率分の見直しも必要。
- 特別調整補助金の「経営努力分」と特別対策補助金の廃止、定率補助と調整補助金の増額を含めた見直し。
- 本来、協会けんぽに加入すべきであるが、平成9年以前に健保の適用除外承認を受けて国保組合に加入している者の定率補助を引き下げ、協会けんぽと同様の水準に抑えるべき。

## 2. 今後の取組み

厚生労働省行政事業レビューの結果等を踏まえ、補助制度全般について見直すことが必要であるため、具体的な見直し案を予算編成過程において検討。

### (改革に当たっての基本的考え方)

- ① 個々の国保組合の財政力を精査し、財政力(所得水準)に応じた補助を基本とする。
- ② 市町村国保や協会けんぽに対する国庫補助とのバランスを確保する。
- ③ 国保組合に対する不信感や不公平感を持たれないようにする。
- ④ 国保組合が果たしてきた役割を踏まえ、保険者機能の強化に資するようにする。

# (参考資料1) 医療保険制度の比較

	市町村国保	国保組合	協会けんぽ	健保組合
被保険者	自営業者・無職等	自営業者等	主として中小企業のサラリーマン	主として大企業のサラリーマン
保険者数 (21年3月末)	1,788	165	1	1,497
加入者数 (21年3月末)	3,597万人	352万人	3,471万人 (被保険者 1,950万人) (被扶養者 1,521万人)	3,034万人 (被保険者 1,591万人) (被扶養者 1,443万人)
加入者平均年齢 (20年度)	49.2歳	38.8歳	36.0歳	33.8歳
平均所得 (総報酬) (20年度)(注4)	加入者1人当たり旧ただし書所得 79万円	加入者1人当たり市町村民税課税標準額 217万円(注5)	加入者1人当たり総報酬 218万円	加入者1人当たり総報酬 293万円
加入者1人当たり医療費(20年度)	28.2万円	16.7万円	14.5万円	12.6万円
加入者1人当たり保険料(20年度)	8.3万円	12.5万円	8.9万円 (事業主負担含め17.7万円)	9.1万円 (事業主負担含め20.3万円)
公費負担割合	給付費等の55%(注6)	給付費等の39%(注7)	給付費等の16.4%(注8)	定額(予算補助)
国の予算 (22年度)(注9)	30,274億円	2,936億円	10,447億円	24億円
積立金額 (積立比率)(注10)	2,741億円(4%)	2,774億円(39%)	0(—)	42,130億円(69%) (法定準備金16,267億円を含む)

(注1) 数値は国庫負担を除き、いずれも平成20年度のものである。

(注2) 被用者保険の加入者1人当たり医療費は、審査支払機関における審査分の医療費である(療養費等を含まない)。

(注3) 加入者1人当たり保険料額は、市町村国保は平成20年度における現年分保険料調定額であり、被用者保険は決算における保険料額を基に推計している。また、保険料額には介護分を含んでいない。

(注4) 国保組合は21年度課税所得。旧ただし書所得は、総所得金額等(収入から給与所得控除等を控除したもの)から基礎控除(33万円)を控除した金額であり、市町村国保において保険料を試算する際使用されているもの。市町村民税課税標準額は、総所得金額等から基礎控除のほか所得控除(扶養控除、配偶者控除等)を控除した金額。仮に、旧ただし書所得に相当するものを試算してみると、国保組合の場合は加入者1人当たり316万円、協会けんぽの場合は加入者1人当たり102万円、健保組合の場合は加入者1人当たり154万円となる。

(注5) 平成21年度所得調査結果では、業種別には、医師国保644万円、歯科医師国保225万円、薬剤師国保221万円、一般業種国保125万円、建設関係国保71万円。

(注6) 国、都道府県、市町村による負担(20年度)。保険基盤安定制度、高額医療費共同事業等の公費負担分を含む。このほか、市町村による法定外一般会計繰入あり。

(注7) 定率補助、調整補助金等(20年度)。このほか、特別対策費補助金等の国庫補助あり。

(注8) 平成22年度予算における22年6月までの協会けんぽの国庫補助率は、後期高齢者支援金、介護納付金、病床転換支援金に係る分を除き、13.0%である。

(注9) 介護納付金、特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

(注10) 市町村国保・国保組合・健保組合は20年度末、協会けんぽは21年度末。積立比率は、保険給付費等に対する積立金の割合。

## (参考資料2) 国保組合の現状(平成20年度)

(単位:千円)

業種別	加入者数 [年度末] (単位:人)	加入者1人当 たり保険料 調定額 (単位:円)	保険給付費等	国庫補助		保険給付費 に対する 国庫補助 割合	積立金		積立比率 (積立金合計 /保険給付費)
				うち特別調整 補助金	法定積立金 (法令による 最低必要額)		積立金合計		
医師国保	321,275	132,459	52,487,934	13,727,079	185,613	26.2%	11,201,024	39,504,463	75.3%
歯科医師国保	279,802	123,296	43,175,447	12,765,360	117,697	29.6%	8,900,960	21,252,750	49.2%
薬剤師国保	47,926	132,659	9,311,693	3,223,409	475,504	34.6%	1,855,282	6,639,539	71.3%
一般業種国保	914,846	155,844	187,261,734	54,297,022	6,211,738	29.0%	44,091,842	94,664,678	50.6%
建設関係国保	1,957,849	109,235	411,815,356	193,077,852	13,661,291	46.9%	65,701,303	115,290,664	28.0%
全国計	3,521,698	124,897	704,052,164	277,090,722	20,651,843	39.4%	131,750,411	277,352,094	39.4%

(参考)

市町村国保	35,969,890	82,765	70,094億円	38,427億円	—	54.8%	—	2,741億円	3.9%
健康保険組合	30,346,929	91,091	61,302億円	—	—	—	(保有している法定準備金) 16,267億円	(法定準備金を含む) 42,130億円	68.7%

(注)

1. 加入者1人当たり保険料調定額については、介護分を除く保険料調定額を加入者数で除したものである。
2. 市町村国保の加入者数、加入者1人当たり保険料調定額については、一般被保険者と退職被保険者の合算である。
3. 健康保険組合の加入者1人当たり保険料調定額については、事業主負担分は含まれていない。
4. 国保組合の保険給付費等は、療養給付費、老人保健医療費拠出金、後期高齢者医療費支援金及び病床転換支援金等の合計である。国庫補助は、保険給付費等に係る定率補助金、普通調整補助金、特別調整補助金及び高額医療費共同事業補助金の合計であり、特別対策費補助金、出産育児一時金補助金及び介護納付金に対する国庫補助は含まれていない。
5. 市町村国保の保険給付費等は、療養給付費、老人保健医療費拠出金、後期高齢者医療費支援金及び病床転換支援金等の合計である。
6. 市町村国保の国庫補助には、都道府県及び市町村による補助を含む。その他、市町村国保には、市町村による法定外一般会計繰入(3,668億円)等がある。
7. 積立金合計は、平成20年度末の法定積立金と任意積立金(退職積立金、施設整備準備積立金等)の合計である。
8. 積立金合計が法定積立金(法令による最低必要額)を下回っている場合は、積立不足の状態にある。
9. 一般業種国保には全国土木建築国保を含む。
10. 国保組合及び市町村国保については、平成20年度国保事業年報(速報)等により作成。健康保険組合については、平成20年度組合決算見込みによる。

# (参考資料3) 国民健康保険組合一覽

建設組合 国民健康保険組合名	一般組合 国民健康保険組合名	医師組合 国民健康保険組合名	歯科医師組合 国民健康保険組合名	薬剤師組合 国民健康保険組合名
1 全国建設工事業	1 関東信越税理士	1 北海道医師	1 全国歯科医師	1 北海道薬剤師
(2) 建設連合	2 東京理容	2 青森県医師	2 北海道歯科医師	2 埼玉県薬剤師
(3) 全国左官タイル塗装業	3 東京芸能人	3 岩手県医師	3 宮城県歯科医師	3 千葉県薬剤師
(4) 全国板金業	4 文芸美術	4 宮城県医師	4 秋田県歯科医師	4 東京都薬剤師
⑤ 中央建設	5 東京料理飲食	5 秋田県医師	5 山形県歯科医師	5 神奈川県薬剤師
⑥ 北海道建設	6 東京技芸	6 山形県医師	6 福島県歯科医師	6 新潟県薬剤師
⑦ 宮城県建設業	7 東京食品販売	7 福島県医師	7 茨城県歯科医師	7 福井県薬剤師
⑧ 山形県建設	8 東京美容	8 茨城県医師	8 群馬県歯科医師	8 静岡県薬剤師
⑨ 埼玉県建設	9 東京自転車商	9 栃木県医師	9 埼玉県歯科医師	9 愛知県薬剤師
⑩ 埼玉土建	10 東京青果卸売	10 群馬県医師	10 千葉県歯科医師	10 三岐薬剤師
(11) 東京建設職能	11 東京浴場	11 埼玉県医師	11 神奈川県歯科医師	11 京都府薬剤師
⑫ 東京建設業	12 東京写真材料	12 千葉県医師	12 静岡県歯科医師	12 大阪府薬剤師
⑬ 東京土建	13 東京都弁護士	13 東京都医師	13 愛知県歯科医師	13 兵庫県薬剤師
14 神奈川県建設業	14 神奈川県食品衛生	14 神奈川県医師	14 三重県歯科医師	14 紀和薬剤師
⑮ 神奈川県建設連合	15 福井食品	15 新潟県医師	15 大阪府歯科医師	15 中四国薬剤師
16 新潟県建築	16 静岡市食品	16 富山県医師	16 兵庫県歯科医師	16 広島県薬剤師
⑰ 富山県建設	17 名古屋市食品	17 石川県医師	17 奈良県歯科医師	17 福岡県薬剤師
⑱ 長野県建設	18 京都芸術家	18 福井県医師	18 和歌山県歯科医師	18 長崎県薬剤師
⑲ 岐阜県建設	19 京都料理飲食業	19 山梨県医師	19 広島県歯科医師	
20 静岡県建設産業	20 京都府酒販	20 長野県医師	20 愛媛県歯科医師	
21 愛知建連	21 京都市中央卸売市場	21 岐阜県医師	21 福岡県歯科医師	
⑳ 三重県建設	22 京都市食品衛生	22 静岡県医師	22 佐賀県歯科医師	
㉑ 京都建築	23 京都府衣料	23 愛知県医師	23 長崎県歯科医師	
24 京都府建設業職別連合	24 京都府花街	24 三重県医師	24 熊本県歯科医師	
㉒ 大阪建設	25 大阪府整容	25 滋賀県医師	25 大分県歯科医師	
㉓ 兵庫県建設	26 大阪府小売市場	26 京都府医師	26 宮崎県歯科医師	
㉔ 岡山県建設	27 大阪文化芸能	27 大阪府医師	27 鹿児島県歯科医師	
㉕ 広島県建設	28 大阪中央市場青果	28 兵庫県医師		
㉖ 徳島建設産業	29 大阪府浴場	29 奈良県医師		
㉗ 香川県建設	30 大阪府食品	30 和歌山県医師		
㉘ 佐賀県建設	31 大阪府たばこ	31 鳥取県医師	40 福岡県医師	
㉙ 長崎県建設事業	32 大阪質屋	32 島根県医師	41 佐賀県医師	
	33 近畿税理士	33 岡山県医師	42 長崎県医師	
	34 大阪市公設市場	34 広島県医師	43 熊本県医師	
	35 大阪木津卸売市場	35 山口県医師	44 大分県医師	
	36 大阪衣料品小売	36 徳島県医師	45 宮崎県医師	
	37 兵庫食糧	37 香川県医師	46 鹿児島県医師	
	38 明石浦	38 愛媛県医師	47 沖縄県医師	
	39 神戸中央卸売市場	39 高知県医師		
	40 兵庫県食品			
	41 全国土木建築			

(注) 被保険者数(H21.3.31)  
 無印 全協加入(1,854千人)  
 ○印 全建総連(1,385千人)  
 ( ) その他 (283千人)

# (参考資料4) 組合普通調整補助金補助率別国保組合一覽

0%組合 (69組合)	3%組合 (9組合)	5%組合 (9組合)	8%組合 (14組合)	10%組合 (6組合)	13% 組合 (11組合)	15%組合 (13組合)	18%組合 (22組合)	20%組合 (9組合)	23%組合 (3組合)
《 一般(3) 》 全国土木建築 関東信越税理士 東京弁護士	《 薬剤師(5) 》 埼玉県薬剤師 東京都薬剤師 静岡県薬剤師 三岐薬剤師 中・四国薬剤師	《 一般(2) 》 東京浴場 近畿税理士 東京美容 《 薬剤師(1) 》 新潟県薬剤師	《 一般(6) 》 東京芸能人 文芸美術 東京美容 東京青果卸売 大阪中央市場青果 大阪質屋	《 一般(5) 》 東京料理飲食 東京技芸 東京食品販売 東京写真材料 神奈川食品衛生 《 薬剤師(1) 》 北海道薬剤師	《 建設(7) 》 埼玉土建 東京建設職能 東京建設業 東京土建 神奈川県建設業 神奈川県建設連合 静岡県建設産業	《 建設(4) 》 全国建設工事業 建設連合 埼玉県建設 愛知建連 《 一般(8) 》 静岡市食品 大阪府整容 《 一般(4) 》 東京理容 東京自転車商 名古屋市食品 大阪文化芸能	《 建設(11) 》 全国左官タイル塗装業 全国板金業 中央建設 北海道建設 富山県建設 岐阜県建設 三重県建設 京都建築 京都府建設業職別連合 岡山県建設 広島県建設 《 一般(11) 》 福井食品 京都芸術家 京都料理飲食業 京都中央卸売市場 京都市食品衛生 京都花街 大阪木津卸売市場 大阪衣料品小売 兵庫食糧 明石浦 兵庫県食品	《 建設(7) 》 宮城県建設業 新潟県建築 長野県建設 大阪建設 兵庫県建設 香川県建設 長崎県建設事業 《 一般(2) 》 京都府酒販 京都府衣料	《 建設(3) 》 山形県建設 徳島建設産業 佐賀県建設
《 薬剤師(3) 》 千葉県薬剤師 神奈川県薬剤師 福岡県薬剤師	《 歯科医師(4) 》 広島県歯科医師 福岡県歯科医師 長崎県歯科医師 宮崎県歯科医師	《 歯科医師(6) 》 北海道歯科医師 宮城県歯科医師 愛媛県歯科医師 佐賀県歯科医師 熊本県歯科医師 大分県歯科医師	《 薬剤師(7) 》 愛知県薬剤師 京都府薬剤師 大阪府薬剤師 兵庫県薬剤師 紀和薬剤師 広島県薬剤師 長崎県薬剤師	《 歯科医師(1) 》 鹿児島県歯科医師	《 一般(4) 》 東京理容 東京自転車商 名古屋市食品 大阪文化芸能	《 建設(4) 》 全国建設工事業 建設連合 埼玉県建設 愛知建連 《 一般(8) 》 静岡市食品 大阪府整容 《 一般(4) 》 東京理容 東京自転車商 名古屋市食品 大阪文化芸能	《 建設(11) 》 全国左官タイル塗装業 全国板金業 中央建設 北海道建設 富山県建設 岐阜県建設 三重県建設 京都建築 京都府建設業職別連合 岡山県建設 広島県建設 《 一般(11) 》 福井食品 京都芸術家 京都料理飲食業 京都中央卸売市場 京都市食品衛生 京都花街 大阪木津卸売市場 大阪衣料品小売 兵庫食糧 明石浦 兵庫県食品	《 建設(7) 》 宮城県建設業 新潟県建築 長野県建設 大阪建設 兵庫県建設 香川県建設 長崎県建設事業 《 一般(2) 》 京都府酒販 京都府衣料	《 建設(3) 》 山形県建設 徳島建設産業 佐賀県建設
《 医師(47) 》 北海道医師 宮城県医師 福島県医師 群馬県医師 東京都医師 富山県医師 山梨県医師 静岡県医師 滋賀県医師 兵庫県医師 鳥取県医師 広島県医師 香川県医師 福岡県医師 熊本県医師 鹿児島県医師	青森県医師 秋田県医師 茨城県医師 埼玉県医師 神奈川県医師 石川県医師 長野県医師 愛知県医師 京都府医師 奈良県医師 島根県医師 山口県医師 愛媛県医師 佐賀県医師 大分県医師 沖縄県医師	岩手県医師 山形県医師 栃木県医師 千葉県医師 新潟県医師 福井県医師 岐阜県医師 三重県医師 大阪府医師 和歌山県医師 岡山県医師 徳島県医師 高知県医師 長崎県医師 宮崎県医師	《 歯科医師(6) 》 北海道歯科医師 宮城県歯科医師 愛媛県歯科医師 佐賀県歯科医師 熊本県歯科医師 大分県歯科医師	《 薬剤師(7) 》 愛知県薬剤師 京都府薬剤師 大阪府薬剤師 兵庫県薬剤師 紀和薬剤師 広島県薬剤師 長崎県薬剤師	《 建設(7) 》 埼玉土建 東京建設職能 東京建設業 東京土建 神奈川県建設業 神奈川県建設連合 静岡県建設産業	《 建設(4) 》 全国建設工事業 建設連合 埼玉県建設 愛知建連 《 一般(8) 》 静岡市食品 大阪府整容 《 一般(4) 》 東京理容 東京自転車商 名古屋市食品 大阪文化芸能	《 建設(11) 》 全国左官タイル塗装業 全国板金業 中央建設 北海道建設 富山県建設 岐阜県建設 三重県建設 京都建築 京都府建設業職別連合 岡山県建設 広島県建設 《 一般(11) 》 福井食品 京都芸術家 京都料理飲食業 京都中央卸売市場 京都市食品衛生 京都花街 大阪木津卸売市場 大阪衣料品小売 兵庫食糧 明石浦 兵庫県食品	《 建設(7) 》 宮城県建設業 新潟県建築 長野県建設 大阪建設 兵庫県建設 香川県建設 長崎県建設事業 《 一般(2) 》 京都府酒販 京都府衣料	《 建設(3) 》 山形県建設 徳島建設産業 佐賀県建設
《 歯科医師(16) 》 全国歯科医師 福島県歯科医師 埼玉県歯科医師 静岡県歯科医師 大阪府歯科医師 和歌山県歯科医師	秋田県歯科医師 茨城県歯科医師 千葉県歯科医師 愛知県歯科医師 兵庫県歯科医師	山形県歯科医師 群馬県歯科医師 神奈川県歯科医師 三重県歯科医師 奈良県歯科医師	《 歯科医師(6) 》 北海道歯科医師 宮城県歯科医師 愛媛県歯科医師 佐賀県歯科医師 熊本県歯科医師 大分県歯科医師	《 薬剤師(7) 》 愛知県薬剤師 京都府薬剤師 大阪府薬剤師 兵庫県薬剤師 紀和薬剤師 広島県薬剤師 長崎県薬剤師	《 建設(7) 》 埼玉土建 東京建設職能 東京建設業 東京土建 神奈川県建設業 神奈川県建設連合 静岡県建設産業	《 建設(4) 》 全国建設工事業 建設連合 埼玉県建設 愛知建連 《 一般(8) 》 静岡市食品 大阪府整容 《 一般(4) 》 東京理容 東京自転車商 名古屋市食品 大阪文化芸能	《 建設(11) 》 全国左官タイル塗装業 全国板金業 中央建設 北海道建設 富山県建設 岐阜県建設 三重県建設 京都建築 京都府建設業職別連合 岡山県建設 広島県建設 《 一般(11) 》 福井食品 京都芸術家 京都料理飲食業 京都中央卸売市場 京都市食品衛生 京都花街 大阪木津卸売市場 大阪衣料品小売 兵庫食糧 明石浦 兵庫県食品	《 建設(7) 》 宮城県建設業 新潟県建築 長野県建設 大阪建設 兵庫県建設 香川県建設 長崎県建設事業 《 一般(2) 》 京都府酒販 京都府衣料	《 建設(3) 》 山形県建設 徳島建設産業 佐賀県建設

## (参考資料5) 国保組合設立の経緯

- 昭和13年 旧国民健康保険法が施行。  
地域住民を対象とする普通国保組合(現在の市町村国保)と、同一事業・同種の業務に従事する者を対象とする特別国保組合(現在の国保組合)を制度化。いずれも任意設立。
- 昭和18年 **全国土木建築国保組合**が設立。  
※ 当時の健康保険法では、土木・建築、医療、サービス業等は適用対象外。これらは昭和28年に健康保険の適用対象となったが、組合として10年の実績があったため、適用除外が認められた。
- 昭和23年 戦後の混乱の中で、国保制度の再建を図るため、市町村国保を原則化。  
市町村が実施しない場合には、国保組合の設立を認可。
- 昭和32年 **医師国保組合**が設立。  
※ 当時、個人医療従事者(医師、歯科医師、薬剤師)は、条例により「医療従事者にして療養の給付を行う必要がないと認められるもの」として、普通国保組合の適用対象外とされていた。
- 昭和34年 新国民健康保険法が施行され、全市町村に国保事業実施を義務付け(国民皆保険)。  
既存の国保組合の存続は認めるが、原則、新たな国保組合の設立は認めないこととした。
- 昭和45年 特例的に**建設国保**(土木建築関係の国保組合)を認可。  
※ 当時、本来被用者ではない大工・左官等の一人親方についても、日雇健康保険法を擬制的に適用していたが、これらの者の適用除外を内容とする制度見直し案に対し、市町村国保に移ると保険料が高くなるとして、労働組合が激しい反対運動を展開したため、その代償として、国保組合設立を認めるとともに、特別な補助を行うこととした。
- 昭和49年 沖縄の本土復帰に伴い、沖縄県医師国保組合が設立(最後の国保組合設立認可)。

# (参考資料6) 平成23年度予算概算要求(国保組合関係)

## 【平成23年度概算要求】

◎定率補助	未定	} 年金、医療等の経費	} 総予算組替え対象経費	} 予算編成過程において検討
◎普通調整補助金	未定			
◎特別調整補助金	未定			
◎高額医療費共同事業補助金	22.2億円 (▲4.3)			
◎特別対策費補助金	0億円 (▲26.1)			
◎事務費負担金	28.6億円 (▲0.4)			
◎特定健診・特定保健指導補助金	12.0億円 (▲3.5)			
◎出産育児一時金補助金	未定			

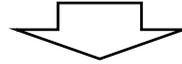
年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22
定率補助	2,075.3	2,088.5	2,094.7	2,046.6	2,050.5	2,123.3	2,202.4	2,166.8	2,081.1
普通調整補助金	766.8	810.9	793.2	776.8	776.4	796.6	815.7	800.1	813.1
特別調整補助金	229.5	229.5	229.5	229.5	229.5	229.5	229.5	229.5	229.5
高額医療費共同事業補助金	-	12.5	20.5	26.5	25.3	24.6	25.4	25.9	26.5
特別対策費補助金	32.4	29.2	26.2	23.6	25.5	26.7	26.1	26.1	26.1
出産育児一時金補助金	-	-	23.3	22.6	24.0	25.1	25.3	27.6	34.3
事務費負担金	28.9	27.9	27.0	26.6	26.3	26.1	26.6	26.4	29.0
特定健診・特定保健指導補助金	-	-	-	-	-	-	24.8	16.0	15.5
計	3,132.9	3,198.5	3,214.4	3,152.2	3,157.5	3,251.9	3,375.8	3,318.4	3,255.1

(注) 補助金の額は、当初予算額。

# (参考資料7) 平成22年度における国保組合に対する補助の見直し

○ 協会けんぽ支援のため、平成22年度から平成24年度までの暫定措置として、被用者保険が負担する後期高齢者支援金の1/3について、保険者の財政力に応じたものとする。(支援金額のうち、総報酬割1/3、加入者割2/3)

○ ただし、平成22年度については、7月から実施。



○ 国保組合について、同じ考え方を適用。

(1) 本来、その加入者は被用者保険に加入すべきである全国土木建築国保組合については、今回、被用者保険で実施する後期高齢者支援金の総報酬割に参加するものとする。



全国土木建築国保組合に対する後期高齢者支援金の1/3に対する国庫補助を削減

… ▲約6.9億円(▲約10.4億円)

(2) その他の国保組合加入者のうち、平成9年9月以降に社会保険事務所の承認を受けて、健康保険の適用を除外された者(組合特定被保険者)の後期高齢者支援金の1/3に対する定率補助については廃止する。ただし、財政力の弱い国保組合に配慮を行う。具体的には、普通調整補助金の10段階の区分を用い、財政力に応じ、補助を行う。

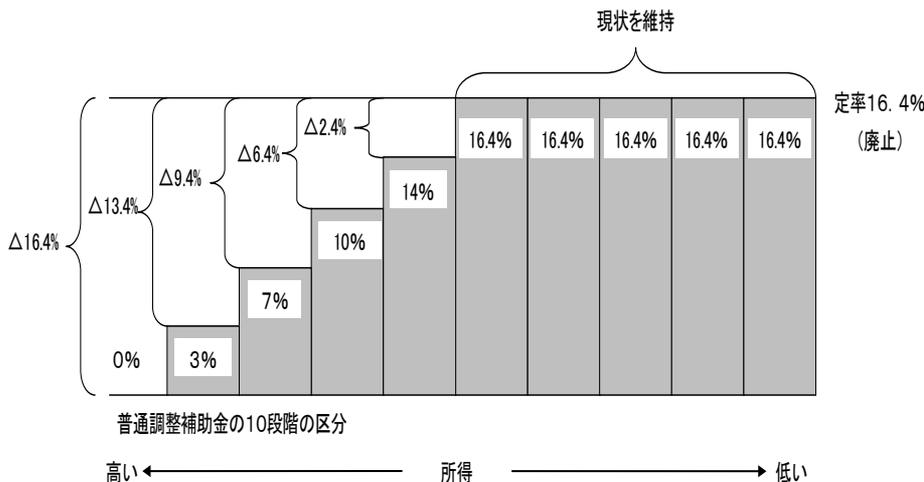
… ▲約2.2億円(▲約3.3億円)

合計(1)+(2) ▲約 9.1億円(▲13.7億円)

※ 平成22年度当初見込額、カッコ内は平成23年度満年度見込額

○ その他の国保組合加入者の国庫補助削減

\* 22年度は7月実施  
\* ( )内は満年度とした場合



全国土木建築国保	△6.9億円(△10.4億円)
----------	-----------------

医師国保	△1.0億円(△1.5億円)
歯科医師国保	△0.8億円(△1.2億円)
薬剤師国保	△0.1億円(△0.2億円)
一般業種国保	△0.3億円(△0.4億円)
計	△2.2億円(△3.3億円)

合計	△9.1億円(△13.7億円)
----	-----------------

# (参考資料8) 全国建設工事業国保組合の無資格加入者問題への対応

## 【全国建設工事業国保組合(工事業国保)の概要】

- 母体団体は、日本鳶工業連合会、全国中小建築工事業団体連合会、日本造園組合連合会等
- 被保険者数 21.2万人(22年1月) ※建設関係28業種の従事者が加入
- 全国59支部 340出張所
- 国庫補助額 232億円(21年度)

## 【無資格加入の状況】

- 工事業国保の全国調査結果(6月30日)によれば、現時点で判明している無資格加入者は、7,284事業所の27,898人。(組合員12,252人、家族15,646人)

無資格加入の類型	無資格加入者数(推測)
規約で定める建設業(28業種)に従事していない者	2,559事業所 6,280名(組合員2,980人、家族3,300人)
健康保険の適用除外承認を受けないまま加入している者	3,237事業所 14,824名(組合員6,162人、家族8,662人)
本来健康保険が適用されるべき法人事業所であるにもかかわらず、個人事業主であると偽って従業員を加入させている 等	1,488事業所 6,794名(組合員3,110人、家族3,684人)

## 【行政処分(是正改善命令)】

- 無資格加入が発生するに至った経緯及び関与者などの実態解明
- 組合員資格の有無の追加調査、無資格加入者の被保険者資格の是正
- 日本年金機構、全国健康保険協会及び市町村国保への無資格加入者等のリストの提供
- 法令遵守等の再発防止、処分内容等の組合会への報告 等

## 【国庫補助の返還】

- まず、80億円程度(推計)。さらに、全国調査時点以前の脱退者等について追加調査を指示。